

利用料金（利用者負担額）表

区分	1回あたりの 利用料金(利用者負担額)
市民税所得割の額のある世帯（次項の世帯を除く。）	900円
市民税所得割の額のある世帯のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯	450円
市民税均等割のみ課税されている世帯（次項の世帯を除く。）	450円
市民税均等割のみ課税されている世帯のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円

備考 この表において「所得割の額」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。